



うちなー健康経営宣言

第 1947 号
令和 6 年 11 月 1 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

社員一人ひとりが心身ともに健康で安心して働ける職場を目指して健康意識の改善と健康経営に取り組んでいきます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う
5. 食生活の改善に取り組む
6. 感染症予防に取り組む
7. 治療と仕事の両立支援に取り組む